

特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯科衛生士制度施行細則

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯科衛生士制度規則(以下「規則」という)の施行にあたって、規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

(小委員会)

第2条 規則第9条に規定する小委員会の目的、業務および委員定数は特定非営利活動法人日本歯周病学会歯科衛生士関連委員会(以下「委員会」という)で決定する。

(研修)

第3条 規則第13条における認定歯科衛生士申請時の実務経験単位と教育研修単位は合計30単位以上とし、附表1に単位数を提示する。

2 6か月以上1年未満の実務経験は、所定の単位の2分の1として算定する。

3 毎週1, 2日の実務経験は、所定の単位の2分の1として算定する。

第4条 規則第15条2項に定める生涯研修単位基準とは、附表2に定める生涯研修単位の合計単位による。所定の生涯研修単位は5年間で50単位以上とする。ただし、そのうち研修会出席単位30単位を必要とする。

2 申請時まで最低2回以上、日本歯周病学会学術大会に出席しなければならない。ただし、そのうち1回は、日本歯周病学会歯科衛生士教育講演(委員会主催または共催)の出席でも可とする。

(更新)

第5条 認定歯科衛生士の更新を申請しようとする者は、次の各項の書類に更新料の受領証のコピーを添え委員会に提出しなければならない。

(1) 認定歯科衛生士更新申請書

(2) 認定歯科衛生士生涯研修記録簿

2 更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。

3 更新の申請手続きは、別(日本歯周病学会会告、学会ホームページ)に定める期間に行う。

第6条 規則第16条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点に遡及し申請することができる。

2 止むを得ない理由が無く、未更新による資格喪失者が再び資格を申請するときは、手数料を添え未更新の理由および申請のための必要書類を提出し、次の各号のいずれかで委員会の審査を受けなければならない。

(1) 認定歯科衛生士試験(1症例を発表し口頭試問)

(2) 症例報告書(5症例)

(諸費用)

第7条 この制度の施行に関わる諸費用を次のように定める。

認定申請料 1万円(消費税別)

登録料 2万円(消費税別)

更新手数料 1万円(消費税別)

(細則の改訂)

第8条 この細則の変更は委員会の議を経て、理事会での承認を得るものとする。

附則

1. この施行細則は平成16年10月14日に制定し、平成17年4月1日から施行する。
2. この施行細則は平成20年10月18日に一部改正し、施行する。
3. この施行細則は平成21年5月14日に一部改正し、施行する。
4. この施行細則は平成21年10月10日に一部改正し、施行する。
5. この施行細則は平成22年5月13日に一部改正し、施行する。
6. この施行細則は平成26年10月18日に一部改正し、施行する。
7. この施行細則は平成27年5月14日に一部改正し、施行する。
8. この施行細則は平成27年9月12日に一部改正し、施行する。
9. この施行細則は平成28年5月19日に一部改正し、施行する。

附表1

認定歯科衛生士申請時における実務経験単位と教育研修単位

1. 1年間の実務経験によって得られる実務経験単位
 - ※実務経験単位取得証明書への記載は必須
 - 1) 歯科大学(学部)付属病院の歯周病科, 歯科保存科等 10
 - 2) 1)以外の病院, 歯科診療所等
 - (1) 歯周病専門医がいる場合 10
 - (2) 歯周病専門医がいない場合 3
2. 1年間の実務経験によって得られる教育研修単位
 - ※最低2回以上の日本歯周病学会学術大会への参加が必須
 - ※その内1回は, 日本歯周病学会歯科衛生士教育講演(委員会主催または共催)の参加でも可。
 - 1) 日本歯周病学会学術大会, 日本歯周病学会歯科衛生士教育講演, 日本歯周病学会臨床研修会の参加者及び演者・発表者
 - (1) 参加者 8
 - (2) 演者・発表者 10
 - 2) 日本歯科衛生学会学術大会の参加者及び発表者
 - (1) 参加者 3
 - (2) 発表者 5
 - *学会学術大会, 研修会等に出席したことを証明する参加章等のコピーが必要

附表2

認定歯科衛生士更新時における生涯研修単位

- 1 研修会出席
 - ※1回出席あたりの単位
 - ※出席したことを証明する参加章等のコピーが必要
 - 1) 日本歯周病学会学術大会 10
 - 2) 日本歯周病学会臨床研修会 10
 - 3) 日本歯周病学会歯科衛生士教育講演A～D 10
 - 教育講演A-学術大会〔上記1)〕時に併催するもの
 - 学術大会〔上記1)〕との重複申請可
 - (例 学術大会〔上記1)〕中の歯科衛生士教育講演に出席し, 証明がある場合学術大会10単位+歯科衛生士教育講演10単位の20単位を取得することができる)
 - 教育講演B-日本歯科衛生士会との共催のもの
 - 教育講演C-日本臨床歯周病学会と共催のもの
 - 教育講演D-臨床研修会〔上記2)〕と共催のもの
 - 臨床研修会〔上記2)〕との重複申請可
 - (例 臨床研修会〔上記2)〕中の歯科衛生士教育講演に出席し, 証明がある場合臨床研修会10単位+歯科衛生士教育講演10単位の20単位を取得することができる)
 - 4) 日本歯科衛生学会学術大会 3
 - 5) 日本歯科衛生士会生涯研修会(歯周治療に関するもの) 3
 - ※教育講演B〔上記3)〕との重複申請不可
 - 6) 日本歯科医学会総会 3
 - 7) 日本歯科医学会各専門分科会の学術大会 3
 - 8) 国際学会 5
 - ※歯周病に関する学会の学術大会と歯科衛生士に関する学会の学術大会に限る
 - 9) その他の歯周治療研修会 5
 - ※大学や病院等が主催する歯科衛生士を対象とした歯周治療に関する研修会で, 委員会が事前に認めたもの。但し1年間5単位を上限とする。
- 2 業績発表
 - ※歯周病学に関連のある業績に限る
 - ※発表1回, 講義1回, もしくは論文1編, 著書1冊あたりの単位
 - ※発表したことを証明する学会・研修会プログラムや講義予定表等のコピーが必要

- 1) 上記の1. 1)から9)での演者・発表者 10
- 2) 上記学会会誌及びその他の学術雑誌への投稿論文筆頭者 10
※「投稿論文」とは査読の入っている学術雑誌に限り認められる.
- 3) 1), 2)の共同発表者 5
- 4) 著書(歯周病学に関連のある著書1冊あたりの単位)
※「著書」とは出版された書籍であり, 商業誌への投稿については認めない.
 - ①筆頭者 10
 - ②共同著者 5
- 5) 上記の1. 1)から9)以外の研修会などでの演者・発表者 5
- 6) 大学や歯科衛生士学校などの教育機関における特別講義 5